

県営都市公園における許可に係る使用料一覧(有料公園施設の利用に係る使用料を除く)
 根拠規定:大分県使用料及び手数料条例 別表第一

公園名	使用料の名称	区分	単位	金額	
大分スポーツ公園	公園施設の設置に係る使用料		1年1平方メートル	500円	
	公園施設の管理に係る使用料		1年1平方メートル	19,400円	
	公園の占用に係る使用料	電柱及びその支柱		1年1本	675円
		電話柱(電柱であるものを除く。)		電気通信事業法施行令別表第一に定める額	
		その他の柱類		1年1本	250円
		電線その他これに類するもの		1年1メートル	50円
		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1年1平方メートル	500円
		水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.4メートル未満のもの	1年1メートル	100円
			外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		250円
			外径が1メートル以上のもの		500円
		郵便差出箱		1年1平方メートル	500円
		競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物		1日1平方メートル	5円
		その他のもの	地下に設けられるもの	1年1平方メートル	250円
	地上に設けられるもの		1月1平方メートル	50円	
	大分県都市公園条例第2条第1項の行為に係る使用料	物品の販売、募金その他これらに類する行為		1件1日	210円
		業として行う撮影	写真	1日	210円
			映画	1日	9,150円 ※
		興行、競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために駐車場を使用する場合		1日1平方メートル	5円
		広告物の表示	大型映像装置によるもの	1件1日	66,000円
			電光掲示装置によるもの	1件1日	16,300円
			その他のもの	1日1平方メートル	2,650円
大洲総合運動公園	公園施設の設置に係る使用料		1年1平方メートル	1,000円	
	公園施設の管理に係る使用料		1年1平方メートル	3,150円	
	公園の占用に係る使用料	電柱及びその支柱		1年1本	1,350円
		電話柱(電柱であるものを除く。)		電気通信事業法施行令別表第一に定める額	
		その他の柱類		1年1本	500円
		電線その他これに類するもの		1年1メートル	100円
		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1年1平方メートル	1,000円
		水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.4メートル未満のもの	1年1メートル	200円
			外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		500円
			外径が1メートル以上のもの		1,000円
		郵便差出箱		1年1平方メートル	1,000円
		競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物		1日1平方メートル	10円
		その他のもの	地下に設けられるもの	1年1平方メートル	500円
	地上に設けられるもの		1月1平方メートル	100円	
	大分県都市公園条例第2条第1項の行為に係る使用料	物品の販売、募金その他これらに類する行為		1件1日	210円
		業として行う撮影	写真	1日	210円
			映画	1日	9,150円 ※
		広告物の表示	スコアボード設備によるもの	1件1日	60,200円
			その他のもの	1日1平方メートル	2,650円

公園名	使用料の名称	区分	単位	金額	
高尾山自然公園	公園施設の設置に係る使用料		1年1平方メートル	300円	
	公園の占用に係る使用料	電柱及びその支柱		1年1本	420円
		電話柱(電柱であるものを除く。)		電気通信事業法施行令別表第一に定める額	
		その他の柱類		1年1本	150円
		電線その他これに類するもの		1年1メートル	30円
		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1年1平方メートル	300円
		水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.4メートル未満のもの	1年1メートル	60円
			外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		150円
			外径が1メートル以上のもの		300円
		郵便差出箱		1年1平方メートル	300円
		競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物		1日1平方メートル	3円
	その他のもの	地下に設けられるもの	1年1平方メートル	150円	
		地上に設けられるもの	1月1平方メートル	30円	
	大分県都市公園条例第2条第1項の行為に係る使用料	物品の販売、募金その他これらに類する行為		1件1日	210円
		業として行う撮影	写真	1日	210円
映画			1日	9,150円	
ハーモニーパーク	公園施設の設置に係る使用料		1年1平方メートル	500円	
	公園施設の管理に係る使用料		1年1平方メートル	1,450円	
	公園の占用に係る使用料	電柱及びその支柱		1年1本	675円
		電話柱(電柱であるものを除く。)		電気通信事業法施行令別表第一に定める額	
		その他の柱類		1年1本	250円
		電線その他これに類するもの		1年1メートル	50円
		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1年1平方メートル	500円
		水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.4メートル未満のもの	1年1メートル	100円
			外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		250円
			外径が1メートル以上のもの		500円
		郵便差出箱		1年1平方メートル	500円
		競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物		1日1平方メートル	5円
	その他のもの	地下に設けられるもの	1年1平方メートル	250円	
		地上に設けられるもの	1月1平方メートル	50円	
	大分県都市公園条例第2条第1項の行為に係る使用料	物品の販売、募金その他これらに類する行為		1件1日	210円
業として行う撮影		写真	1日	210円	
		映画	1日	9,150円	
				9,150円	

※映画には動画を含まず。